

養介護施設従事者等による 高齢者虐待防止について

厚生労働省 老健局高齢者支援課

高齢者虐待防止対策専門官

社会福祉士 乙幡 美佐江

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の概要 (平成17年法律第124号・平成18年4月1日から施行)

目的(法第1条)

高齢者虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳保持のため虐待防止を図ることが重要であることから、虐待防止等に関する国等の責務、虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止に係る施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義(法第2条)

- 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。(平成24年10月～65歳未満の養介護施設入所等障害者を含む。)
- 「高齢者虐待」とは、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 高齢者虐待の類型は①身体的虐待、②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

国・地方公共団体の責務等(法第3条)

- ①関係機関の連携強化等、体制の整備、②専門的な人材の確保・資質の向上、③通報義務・救済制度等の広報・啓発

虐待防止等

養護者による高齢者虐待(法第6～19条)	養介護施設従事者等による高齢者虐待(法第20～25条)
[市町村の責務] 相談等、居室確保、養護者の支援 [都道府県の責務] 市町村の措置への援助・助言	[設置者等の責務] 当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施
[スキーム] <pre>graph LR; A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]; B -.-> C["①事実確認(立入調査等) ②措置(一時保護、面会制限) ③成年後見制度の首長申立"]</pre>	[スキーム] <pre>graph LR; A[虐待発見] -- 通報 --> B[市町村]; B -- 報告 --> C[都道府県]; B -.-> D["①事実確認※1 ②権限の適切な行使※2"]; C -.-> E["①権限の適切な行使※2 ②措置等の公表"]</pre>

※1 高齢者虐待防止法の主旨を踏まえた任意調査、介護保険法に基づく実地指導・監査
※2 老人福祉法・介護保険法に基づく報告徴収・立入検査・勧告・公表・措置命令等

調査研究(法第26条)

国は高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法・高齢者の適切な養護の方法などについて調査・研究を実施。

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○ 障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別で整理すると下記のとおり。

所在地 場所 年齢	在宅 (養護者・保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所
		<障害者自立支援法>		<介護保険法>	<児童福祉法>			
		障害福祉サービス事業所 (入所系、日中系、訪問系、GH等含む)	相談支援事業所	高齢者施設	障害児施設等	障害児通所支援事業所 相談支援事業所		
18歳未満	児童虐待防止法 ・被虐待者支援 (都道府県)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	改正児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)	障害者虐待防止法(省令)	障害者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県労働局)	障害者虐待防止法 ・間接的防止措置 (施設長)
18歳以上 65歳未満	障害者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			— 特定疾病40歳以上の若年高齢者含む	【20歳まで】改正児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)	—		
65歳以上	障害者虐待防止法 高齢者虐待防止法 ・被虐待者支援 (市町村)			高齢者虐待防止法 ・適切な権限行使 (都道府県市町村)	—	—		

「養介護施設・事業所」と「従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の（※1）業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・予防介護支援事業	

※1業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職員も含む（高齢者虐待防止法第2条）

※2有料老人ホームの要件を満たさないサービス付き高齢者向け住宅等の上記に該当しない施設等については、高齢者虐待防止法上の「養介護施設従事者等による虐待」の規定は適用されません。しかしながら、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことになります。

※3「医療機関」における高齢者虐待は、高齢者虐待防止法の対象外となります。医療従事者等による高齢者虐待は、医療法の規程に基づき、医療機関の開設者、管理者が適切な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には、指導等を通じて改善を図ることになります。

高齢者虐待に該当する行為

○高齢者虐待防止法 第二条

5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

一 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第二十七項に規定する介護老人福祉施設、同条第二十八項に規定する介護老人保健施設、同条第二十九項に規定する介護医療院若しくは同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

身体的虐待

ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

放棄・放任

ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

心理的虐待

ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

性的虐待

ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

経済的虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型（例）

類型	定義	具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷を生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること ＊「暴行とは・・・仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）	①暴力的行為（殴る、物を壊す、物を投げつけるなど）＊ ②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為（医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリの強要、無理にひきずる、無理矢理食事を口に入れるなど） ③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制（ベッドに縛り付ける、意図的に薬を過剰に服用させる、外から鍵をかけて閉じ込めるなど）
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置など、養護を著しく怠ること	①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為（日常的に著しく不衛生な状態で生活させる、体位の調整や栄養管理を怠る、劣悪な住環境で生活させるなど） ②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為（病気の状態を放置する、処方通りに服薬させないなど） ③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為（ナースコールを使用させないなど） ④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置（高齢者に対して行われる暴力・暴力行為を放置する） ⑤その他職務上の義務を怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと	①威嚇的な発言、態度（怒鳴る、脅すなど） ②侮辱的な発言、態度（「死ね」「臭い」「汚い」と言う、子ども扱いなど） ③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度（ナースコールを無視するなど） ④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為（本人の意思・状態を無視しておむつを使用する・食事の全介助をするなど） ⑤心理的に高齢者を不当に孤立させる行為（生活に必要な道具の使用を制限する、外部との連絡を遮断させるなど） ⑥その他（カメラ等で撮影し他の職員に見せる、異性介助など）
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること	本人との間で合意が形成されていなく、あらゆる形態の性的な行為又はその強要（下半身を裸にして放置する、人前でおむつを交換する、性的行為を強要するなど）
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること（日常生活に必要な金銭を使わせない、預貯金を無断で使用する、自宅を無断で売却するなど）

ミニワーク 考えてみましょう！

- ある職員さんが、「最近、認知症が進行しているのか、利用者さんが何度言ってもオムツいじりをやめてくれません。とっても頑固なんです。しつけようとして、服を手にもきつけたらやめてくれました」
- 「オムツをいじった手で部屋も汚すし、他の利用者さんに触るから同室の利用者さんが迷惑しているんですよ。集団生活のルールはわかってもらわなきゃ」と言っているのをあなたは聞きました。

- Q1 どの行為が虐待類型の何虐待に該当する可能性があると思いますか？
- Q2 職員さんはなぜ、しつけようとしたのでしょうか？
- Q3 研修や勉強会で学んだことを、日常業務の中で具体的に実践していくためには、どのような工夫や体制があると良いと思いますか？

回答例

- Q1 どの行為が虐待類型の何虐待に該当する可能性があると思いますか？

A1 「服を手に巻きつけた」⇒行動を制限する行為に該当し、身体拘束(身体的虐待)に該当する可能性有

- Q2 職員さんはなぜ、しつけようとしたのでしょうか？

A2 他の利用者に迷惑がかかるため、オムツいじりをやめさせないといけないと思っている。非意図的である(悪気がない)可能性有。

- Q3 研修や勉強会で学んだことを、日常業務の中で具体的に実践していくためには、どのような工夫や体制があると良いと思いますか？

A3 虐待の判断には意図的・非意図的(悪気の有無)かどうかは関係しない、利用者は「しつけ」の対象者ではない、「オムツいじり」に対する適切なケアとは何かなど、話し合いをもち、個人や組織の考え・行動変容につなげていくため、虐待防止について、理念の共有、個別ケア・認知症ケア、権利擁護意識の確立、OJT、OffJT、リスク管理、開かれた組織運営、ストレス・負担の軽減などについて、個人・組織で継続的に取り組んでいくことが必要。

「高齢者虐待」のとらえ方と対応が必要な範囲

高齢者虐待防止法では、広い意味での高齢者虐待を、「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定しています。

(「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」H30.3 厚生労働省老健局 p3.)

Abuse = 「虐待」 「そまつに扱う」 「酷使」 「悪用」

Maltreatment = 「虐待」 「酷使」 「冷遇」

「Mal」 = 「悪い」 「不良」 「不」 「不完全な」

「treatment」 = 「扱い」 「待遇」

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について

老推発第0930第1号
平成22年9月30日

日頃より、高齢者虐待の防止及び高齢者の養護者に対する支援の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

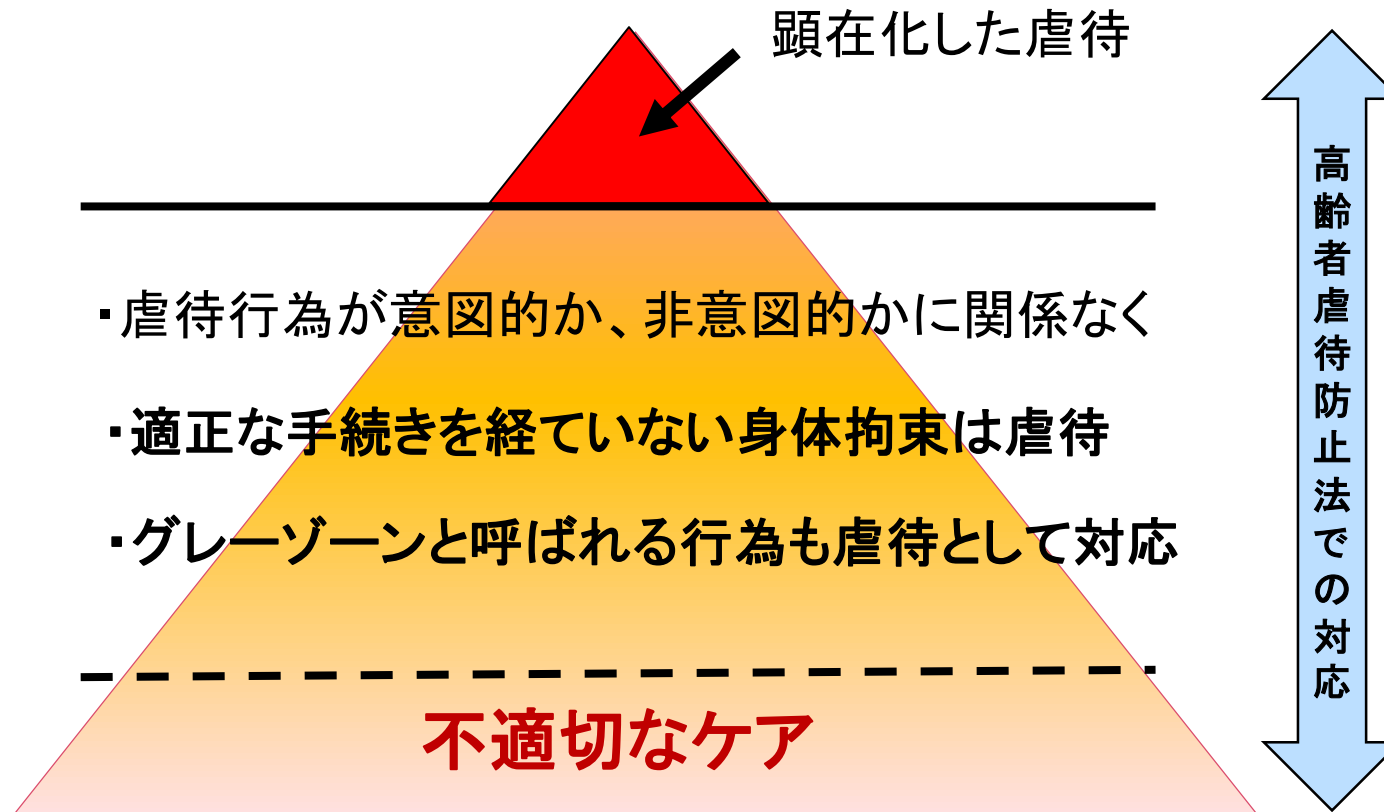
「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）第2条第5項に規定されているところですが、通報等を受けた場合は、事案について調査を十分に実施した上で同条第5項に照らし、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当するかどうか判断することが重要となります。次のような行為は同項に基づく高齢者虐待に該当すると考えられるところであり、該当するか否かについての判断をせずに、例えば「極めて不適切な行為」として処理することは同法では想定されていないことについてご留意願います。

- ・ 入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
- ・ 裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・ 入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

今後とも、これらの判断にあっては、調査等を十分に実施した上で、法やマニュアルに照らして慎重かつ適切に判断し、市町村等において判断しがたい事案が発生した場合には、都道府県に相談するとともに、必要に応じて国にも照会するなど、法の趣旨に沿って適正に対応していただきますようお願いいたします。

また、管内の市区町村等への十分な周知についてよろしくお願いいたします。

「高齢者虐待防止法」の対象範囲



(柴尾慶次氏(特別養護老人ホーム フィオーレ南海施設長)が作成した資料(2003)をもとに作成)

認知症介護研究・研修仙台センター『介護現場のための高齢者虐待防止教育システム』教材
「施設・事業所における高齢者虐待防止学習テキスト」2009年、p.13を参考に作成

虐待行為と刑法

○虐待行為は、刑事罰の対象になる場合があります。

虐待行為の類型	該当する刑法の例
① 身体的虐待	刑法第199条殺人罪、第204条傷害罪、第208条暴行罪、第220条逮捕監禁罪
② 性的虐待	刑法第176条強制わいせつ罪、第177条強制性交等罪、第178条準強制わいせつ、準強制性交等罪
③ 心理的虐待	刑法第222条脅迫罪、第223条強要罪、第230条名誉毀損罪、第231条侮辱罪
④ 放棄・放置	刑法第218条保護責任者遺棄罪
⑤ 経済的虐待	刑法第235条窃盗罪、第246条詐欺罪、第249条恐喝罪、第252条横領罪

※刑事訴訟法第239条第2項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないように配慮した対応が必要です）。

「指定特定施設入居者生活介護」指定の一部効力停止

- 1名の介護従業者が利用者1名に対し、当該利用者の両腕を押さえ付けることなどにより、皮膚の剥離・出血及び広範な内出血を負わせた上、顔面を殴打するとともに、当該利用者の腹部を足蹴りするなど、高齢者虐待(身体的虐待)を行ったことが認められた⇒**人格尊重義務違反**
- 事業者として適切な高齢者虐待の防止措置を講じていなかったため虐待を未然に防止することができなかったこと、介護従業者等から複数回にわたり身体的虐待に係る報告等を受けた管理者が原因究明、家族への説明及び本市への報告等を怠っていたことが認められた⇒**高齢者虐待防止措置・通報義務違反**
- 指定の一部の効力の停止

(利用者の新規受入停止及び介護報酬請求上限8割 6か月間)

虐待の通報等を受けた場合の措置

○高齢者虐待防止法では、施設・事業所所在地の市町村が虐待の通報を受付け、通報を受付けた市町村が、施設・事業所の設置根拠法の所管課に報告し、施設・事業所の設置根拠法に基づき、事実確認と適切な権限行使を実施するよう規定している。

・ **高齢者虐待防止法 第24条**

市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による**通報**若しくは同条第四項の規定による**届出を受け、又は都道府県が**第二十二条第一項の規定による**報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、**養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、**老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。**

高齢者虐待等に対する指導・監査等の実施① 「監査」の実施を推奨

老指発 1 1 1 3 第 1 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日

都道府県
各 指定都市 介護保険施設等指導監査担当課長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長
(公 印 省 略)

介護保険施設等における高齢者虐待等に対する指導・監査等
の実施について

介護保険法における介護保険サービス事業所の指導監督については、高齢者の尊厳を支えるよりよいケアを目指し、「介護保険施設等の指導監督について」(平成 18 年 10 月 23 日老発 1023001 号)により、介護サービス事業所等の質の向上を主眼とする「指導」及び指定基準や不正請求、身体拘束及び虐待等が疑われる場合には「監査」の実施をお願いしているところです。

また、介護サービス事業者の業務管理体制の監督については、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」(平成 21 年 3 月 30 日老発第 0330077 号)により、介護サービス事業所等における虐待等の不正行為の未然防止のため、事業者の業務管理体制に関する確認検査の実施をお願いしているところです。

しかしながら、今般、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待事案等が複数の事業所で報告されました。高齢者虐待は、高齢者の尊厳を失わせる重大な問題であり決してあってはならない事です。また、介護保険制度への信頼性に関わる由々しき問題でもあります。

つきましては、今回の介護保険施設等における高齢者虐待等の事案を踏まえ、今後の指導・監査及び業務管理体制の監督について、下記のとおり留意事項を定めましたので、貴管内市町村等にその周知をお願いいたします。

○虐待が疑われる場合は「監査」の実施を事前通告なしで実施可能

記

1. 高齢者虐待防止等に重点を置いた機動的な指導監査の実施について

通報、苦情等からの監査の実施については、都道府県等において、情報の具体性、信憑性、証拠物の有無、通報・苦情者の状況等を踏まえて個別に判断いただいて実施しているところであるが、その内容が利用者の生命、身体に関わる事案である場合は、迅速な決断と積極的な実行が必要であることから、事前に通告を行うことなく監査を実施する等、現場の状況に応じ、柔軟に対応すること。また、高齢者虐待との関連が疑われる場合などを含め、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、上記監査と同様、事前に通知を行うことなく、実地指導を実施することも検討されたい。

法令違反① 高齢者虐待防止法

虐待防止措置義務違反（**法第20条違反**）・通報義務違反（**法第21条違反**）

○虐待防止措置義務違反

・第20条（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

○通報義務違反

・第21条（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

法令違反② 介護保険法

○**人格尊重義務違反（介護保険法に規定する全施設・サービス事業所）** 認められた場合には、介護保険法による行政処分の対象となる。

○特別養護老人ホーム

・介護保険法 第88条 第6項

指定介護老人福祉施設の開設者は、要介護者の**人格を尊重**するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

行政処分（改善命令以上）

・介護保険法 第91条の2 第3項

都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護老人福祉施設の開設者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、その**勧告に係る措置をとるべきことを命ずる**ことができる。

・介護保険法 第92条

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその**指定の全部若しくは一部の効力を停止**することができる。

法令違反③ 老人福祉法 有料老人ホーム

○虐待は「**不当な行為**」「**利益を害する行為**」に該当し、それらの行為が認められた場合には、老人福祉法による行政処分の対象となる。

○老人福祉法 第2条(基本的理念)

老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として**敬愛される**とともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする。

行政処分

・老人福祉法 第29条 第15項

都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第四項から第九項まで第六項から第十一項までの規定に違反したと認めるとき、**入居者の処遇に関し不当な行為**をし、又はその運営に関し**入居者の利益を害する行為**をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、**その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。**

・老人福祉法 第29条 第16項

都道府県知事は、有料老人ホームの設置者がこの法律その他老人の福祉に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した場合であつて、入居者の保護のため特に必要があると認めるときは、**当該設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。**

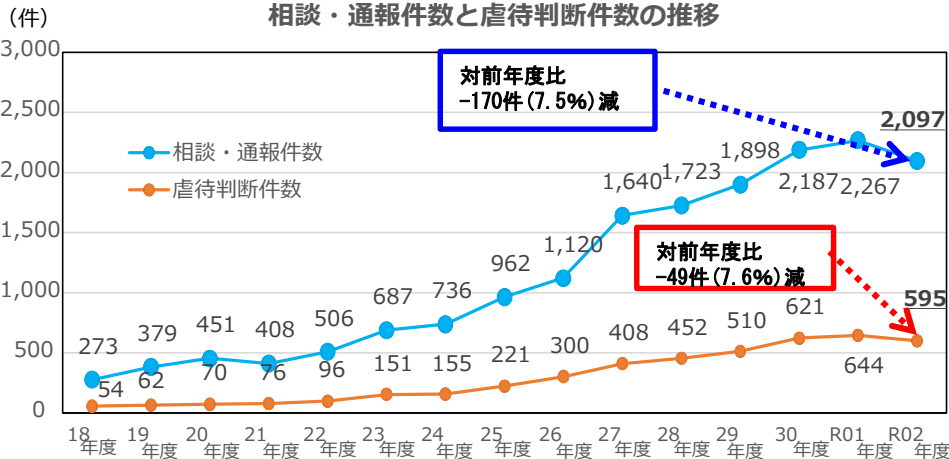
- **令和 2 年度**

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果の概要

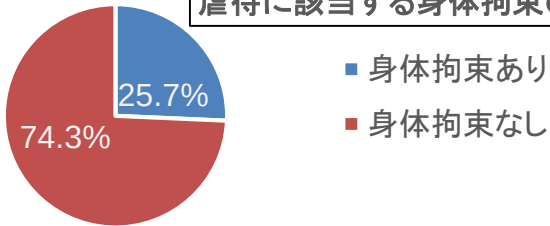
【養介護施設従事者等による虐待について】

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果の概要（令和２年度）

養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



虐待に該当する身体拘束の有無



市町村ごとの相談・通報件数、虐待判断件数分布

実施数	相談・通報件数		虐待判断件数	
	市町村数	割合	市町村数	割合
0件	1,165	66.9%	1,468	84.3%
1件	275	15.8%	177	10.2%
2~4件	204	11.7%	70	4.0%
5件以上	97	5.6%	26	1.5%
合計	1,741	100.0%	1,741	100.0%

市町村への相談・通報に関する事実確認の状況

事実確認を行っていない事例	件数
虐待ではなく事実確認不要と判断した	45
後日事実確認を予定又は要否検討中	80
* その他	160
合計	285

* その他（一部）
・「情報不足」45件
・「家族・通報者等の拒否」31件
・「既存情報などより要否を判断」31件
・「施設・事業者側との調整により」15件
・「警察対応」9件
・「コロナ感染症のため立入不可（電話で聞き取り）」1件

虐待が発生した施設・事業所の研修実施と虐待防止委員会設置

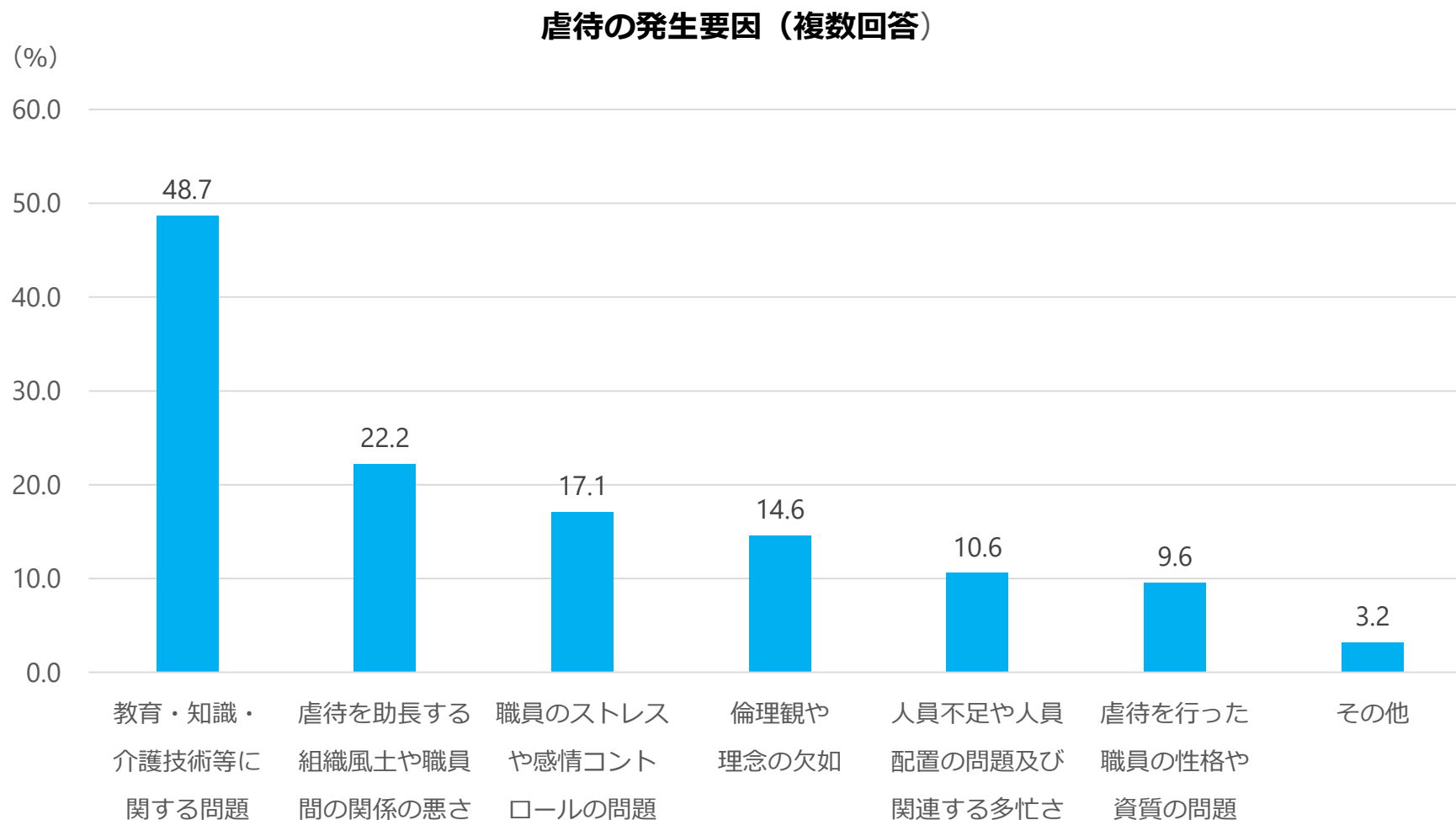
虐待が発生した件数	研修実施有	委員会設置有
595	437	278
	73.4%	46.7%

養介護施設従事者等による虐待

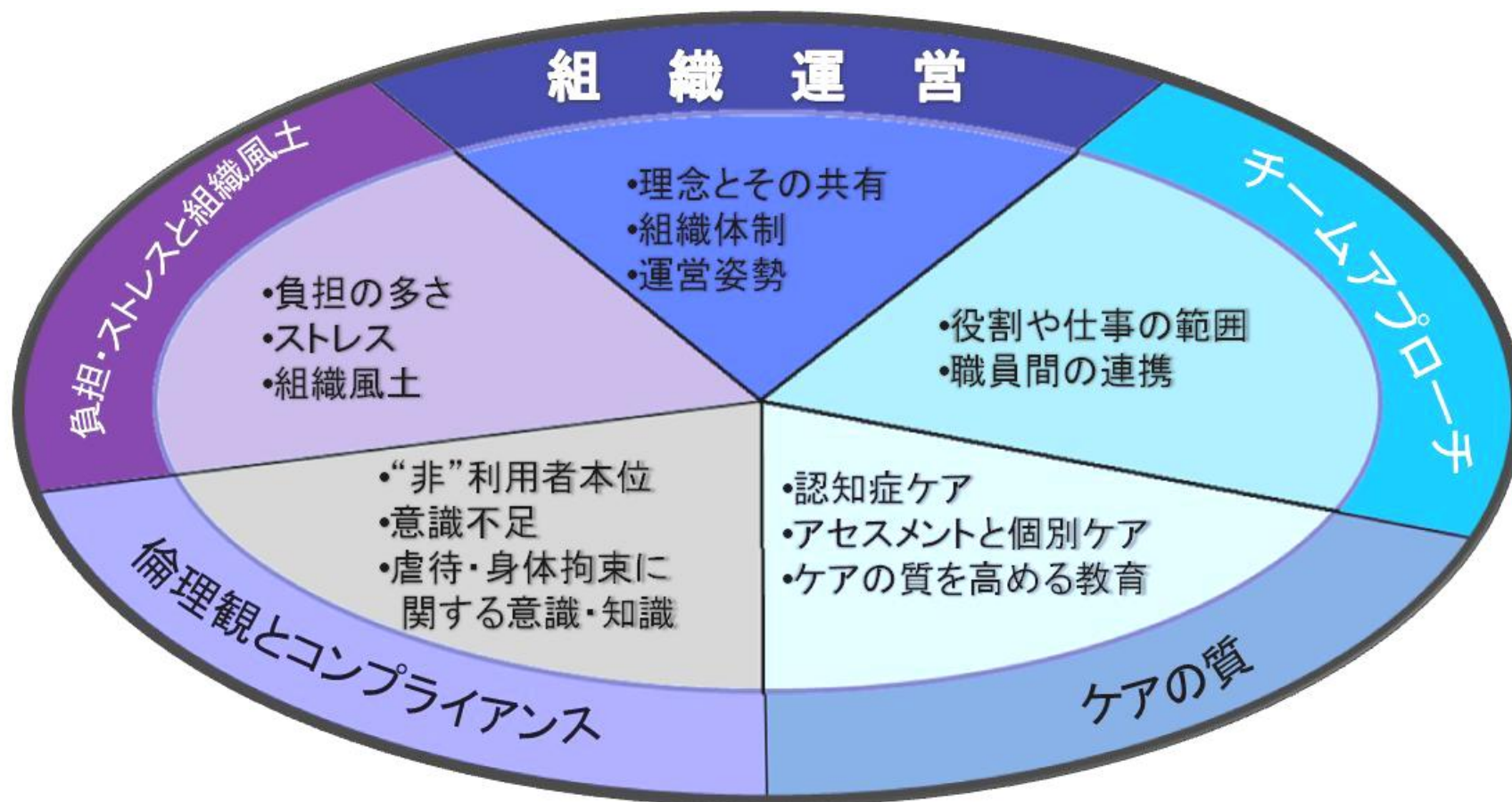
被虐待者	男性372人（30.2%） 女性855人（69.4%） 不明5人（0.4%）
虐待者	男性 52.3% 女性 43.2% ※介護従事者男性割合 20.9%
相談・通報者	当該施設職員が26.7%で最多。次いで当該施設管理者等が14.5%。
相談・通報受理からの期間（中央値）	事実確認開始まで4日 * 事実確認を行わなかった事例12.6% 虐待判断まで34日 * 虐待の判断に至らなかった事例 20.7% 【相談通報受理から終結まで 1 2 6 日】 * 1年6ヶ月以上7.2%
主な発生要因	教育・知識・介護技術等に関する問題 48.7% 虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等 22.2%
虐待種別（複数回答）	身体的虐待 52.0%（身体拘束有 25.7%）、心理的虐待 26.1% 介護等放棄 23.9%、性的虐待 12.1%、経済的虐待 4.8%
その他	《主な施設種別》 特別養護老人ホーム 28.2% 有料老人ホーム 27.1% グループホーム 13.9% 介護老人保健施設 8.4% 《虐待等による死亡事例》 3件 3人（対前年度比 1件 1人減）

養介護施設従事者等による虐待の発生要因

- 虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が48.7%と最も多く、次いで「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」が22.2%となっている。



【参考】養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因

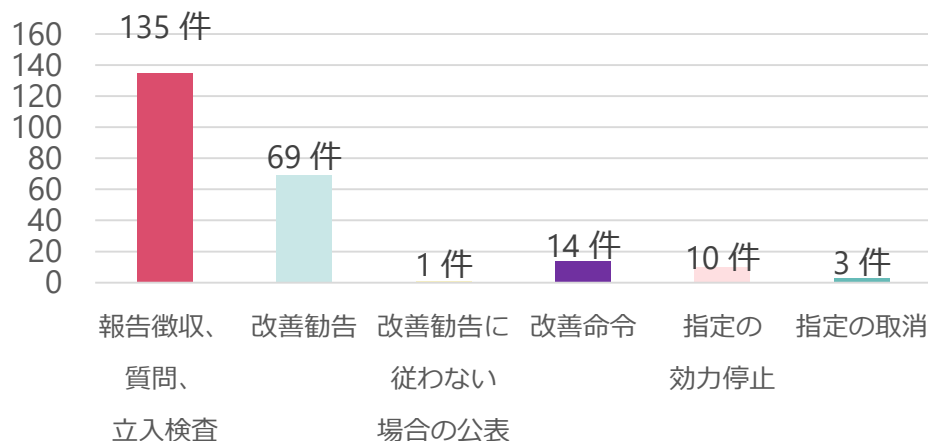


☆作成にあたり三瓶徹氏（北広島リハビリセンター特養部四恩園施設長）作成資料を参考にした
認知症介護研究・研修仙台・東京・大府センター「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」平成19年度老人保健健康増進等事業補助金助成事業、p17より。

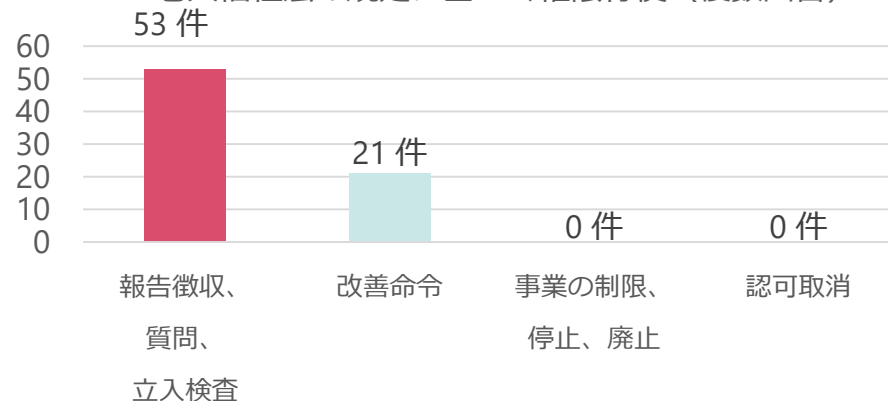
養介護施設従事者等による虐待（権限行使）

○ 虐待の事実が認められた事例への対応として、市町村又は都道府県は介護施設に対する改善計画の提出依頼や介護保険法・老人福祉法に基づく立入検査などを実施している。

介護保険法の規定に基づく権限行使（複数回答）



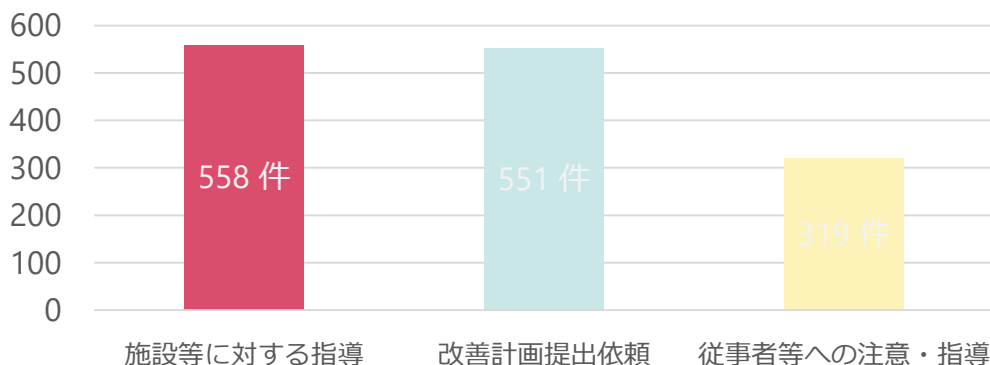
老人福祉法の規定に基づく権限行使（複数回答）



改善取組のモニタリング

	件数	割合（％）
施設訪問による確認	160件	22.3％
施設からの報告	368件	51.3％
その他	61件	8.5％

市町村又は都道府県による指導等（複数回答）



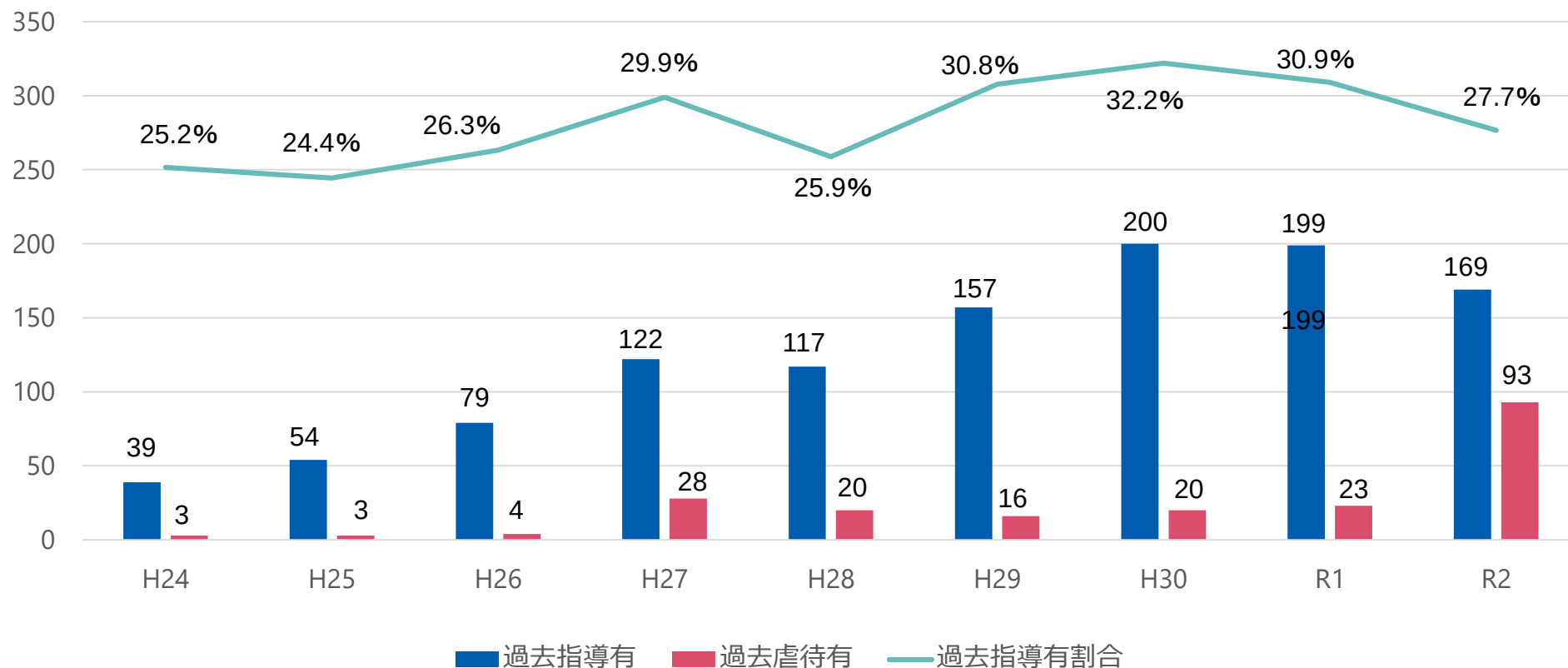
終結の定義

「養介護施設従事者等による虐待状態の解消や養介護施設等において、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができていることを確認」できたこと

出典：厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』平成30年3月、p87.

養介護施設従事者等による虐待認定件数にみる過去に指導、虐待歴有等の件数の推移

○虐待が認められた施設・事業所のうち、過去に虐待があった件数(虐待の再発)は増加傾向にある



- 身体拘束廃止について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

居宅介護支援事業所と訪問介護事業所職員による身体拘束 (身体的虐待)

○手順を経ていない身体拘束は身体的虐待であるとし、介護保険法の「人格尊重義務違反」であるとして、6カ月の営業停止

- ・居宅介護支援事業所の管理者兼ケアマネジャーがバイク用のチェーンで外側から施錠していた。
- ・両事業所とも本人や本人家族等の了解は得ておらず、また、ケアマネジャーは地域包括支援センター等にも相談をしていなかった。
- ・高齢者虐待防止・身体拘束廃止について両事業所とも事業所内研修が行われていたものの、自分たちの活動と、その研修内容について結び付けて考えることができていなかった。



身体拘束ゼロへの取組

国

- 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催(平成12年6月、平成13年3月・12月)
- 「身体拘束ゼロへの手引き」の作成・普及(平成13年度)

都道府県

- 身体拘束ゼロ作戦推進協議会の開催(平成13年度～)※1
- 身体拘束相談窓口の設置(平成13年度～平成17年度)※2
- 相談員養成研修の実施(平成13年度～平成17年度)※2
- 身体拘束の理解促進のための講習会・説明会の開催(平成14年度～平成17年度)※2
- 権利擁護推進員養成研修・看護職員研修の実施(平成17年度～)※1
- 身体拘束廃止事例等報告検討会の開催(平成18年度～)※1

※1 平成19年度以降は「高齢者権利擁護等推進事業」に移行 ※2 平成18年度以降は介護保険法上の「地域支援事業」に移行

市町村

- 身体拘束相談窓口の設置(平成18年度～)※3
- 相談員養成研修の実施(平成18年度～)※3
- 身体拘束の理解促進のための講習会・説明会の開催(平成18年度～)※3

※3 介護保険法上の「地域支援事業」として実施

施設

- 介護保険指定基準上、原則身体拘束禁止を規定(平成12年度)
- 介護報酬上、身体拘束廃止未実施減算を新設(平成18年度)
- 身体的拘束適正化検討委員会の定期的開催・減算率の見直し等(平成30年度)

身体的拘束等の適正化の推進

- 身体的拘束等の適正化を図るため、居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などを義務づけるとともに、義務違反の施設の基本報酬を減額する。

各種の施設系サービス、居住系サービス

- 身体拘束廃止未実施減算について、平成30年度介護報酬改定において、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催等を義務づけ、その未実施の場合の減算率の見直しを行った。

身体拘束廃止未実施減算

＜改定前＞
5単位／日減算



＜改定後（現行）＞（※居住系サービスは「新設」）
10％／日減算

【見直し後の基準（追加する基準は下線部）】

身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

1. 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
3. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
4. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護における上記の委員会については、運営推進会議を活用することができる。

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第11条 第4項

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件

3つの要件を全て満たし、要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されていることが必要

1. 切迫性

利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

2. 非代替性

身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

3. 一時性

身体拘束が一時的なものであること

※留意事項

- ・「緊急やむを得ない場合」の判断は、担当の職員個人又はチームで行うのではなく、施設全体で判断することが必要がある。
- ・身体拘束の内容、目的、時間、期間などを高齢者本人や家族に対して十分に説明し、理解を求めることが必要である。
- ・介護保険サービス提供者には、身体拘束に関する記録の作成等が義務づけられている。

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為を指す。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

身体拘束がもたらす多くの弊害

○身体的弊害

- ・ 関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害
- ・ 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害
- ・ 転倒や転落事故、窒息などの大事故を発生させる危険性

○精神的弊害

- ・ 本人は縛られる理由も分からず、生きる意欲を奪われる。
- ・ 不安、怒り、屈辱、あきらめなどの精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発
- ・ 家族に与える精神的苦痛、罪悪感や後悔

○社会的弊害

- ・ 看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くこと。また、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがあること。
- ・ 身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響をもたらす。

- 高齢者虐待を防止する都道府県・市町村の
体制整備

市町村における体制整備等①

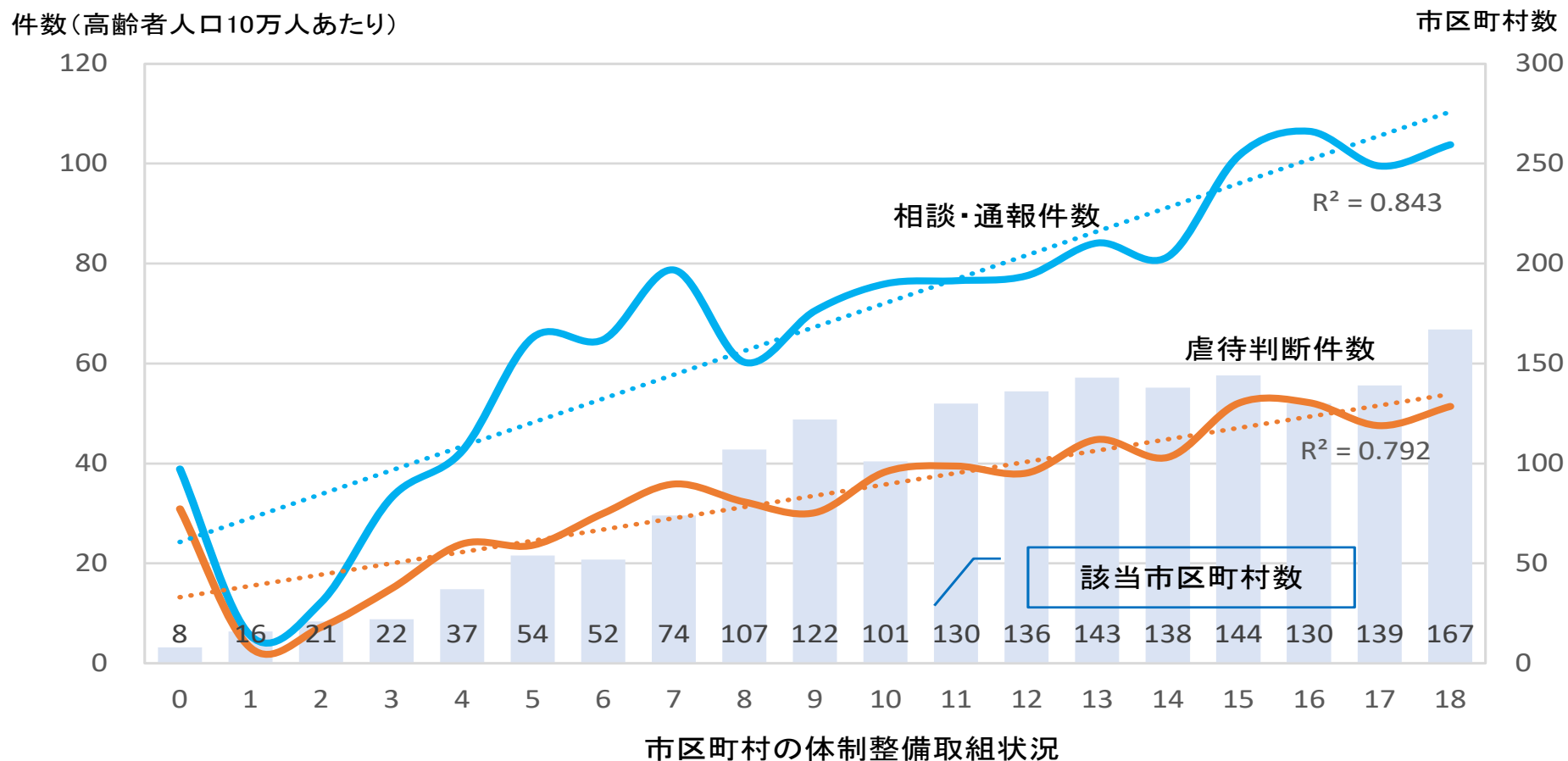
(1,741市町村、実施割合：%)

	項 目	R2 実施済み	R1 実施済み
体制・施策強化	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知	85.8%	85.7%
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	62.1%	70.8%
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	60.2%	63.0%
	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	71.8%	70.6%
	虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言	89.4%	88.4%
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の擁護を図るための早期発見の取組や相談等	88.7%	86.8%
	終結した虐待事案の事後検証	42.3%	—
行政機関連携	成年後見制度の市町村申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	85.6%	83.9%
	地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備	50.5%	40.8%
	高齢者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署との協議	60.7%	59.8%
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	74.3%	73.0%
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう生活困窮者支援、DV担当課等の役所・役場内の体制強化	77.3%	72.3%
	高齢者虐待対応・養護者支援が円滑にできるよう保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化	51.8%	48.1%
ネットワーク構築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	76.9%	76.3%
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	52.7%	51.0%
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	51.5%	50.0%
法の周知	居宅介護サービス事業者に法について周知	58.9%	64.8%
	介護保険施設に法について周知	54.3%	59.9%

市町村における体制整備等②

- 市町村における体制整備の一定の取組項目の取組状況と養護者による虐待における相談・通報件数及び虐待判断件数の関係をみると、取組項目が多い市町村ほど高齢者人口当たりの件数が多く、取組項目が少ない市町村では高齢者人口当たりの件数が少ない傾向であった。

図24 市町村の体制整備取組状況と相談・通報件数、虐待判断件数の関係



高齢者権利擁護等推進事業

(介護保険事業費補助金)

令和4年度予算案 139、071千円

(令和3年度予算 139、306千円)

「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進

1. 介護施設・サービス事業者への支援

①身体拘束ゼロ作戦推進会議(2007年～)

身体拘束廃止に向けた関係機関との連絡調整・相談機能の強化を図るための会議

②権利擁護推進員養成研修(2007年～)

- ・施設長など介護施設内において指導的立場にある者を対象に、職員のストレス対策や利用者の権利擁護の視点に立った実践的介護手法の修得等に関する研修
- ・**介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修(新規)**

③看護職員研修(2007年～)

介護施設等の看護指導者・実務者を対象に、利用者の権利擁護等を推進するための研修プログラムの作成方法の習得や高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術の修得等に関する研修

【事業主体】都道府県(補助率1/2)

【補助対象経費】賃金、報償費、報酬、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費 等

2. 市町村への支援

①権利擁護相談窓口の設置(2007年～)

困難事例への対応に対する市町村等の助言・支援、養護者からの相談を受け適切な関係機関へのつなぎ支援、成年後見制度の手続きに対する高齢者等に対する相談等を行うため、弁護士・社会福祉士等の専門職を配置した権利擁護相談窓口の設置

②市町村職員等の対応力強化研修(2017年～)

市町村職員等を対象にした管内市町村等の効果的な取組事例の紹介等による横展開により対応力の強化を図るための研修

③虐待対応実務者会議等の設置(2020年～)

- ・**虐待対応実務者会議**～都道府県の指導監督部局や市町村の虐待対応部局の実務者等で構成される会議を開催し、虐待の発生・増減要因の精査・分析や連絡・対応体制の構築などのため、連携強化を図る
- ・**虐待の再発防止・未然防止策検証会議**～死亡等重篤事案の虐待が発生した事案の要因分析及び相談・通報から終結までの虐待対応を評価・検証を行い、再発・未然防止策等の検討を行うために、専門職等のアドバイザーの派遣等の実施
- ・**市町村等の指導等体制強化** **介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、指針の整備、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣(新規)**

④ネットワーク構築等支援(2017年～)

高齢者虐待防止に関するネットワークが未整備の市町村に対するアドバイザー派遣や措置に伴う居室確保等に係る広域調整等

3. 地域住民への普及啓発・養護者への支援

①地域住民向けのシンポジウム等の開催(2017年～)

高齢者虐待防止法の普及促進、介護保険の適切な利用推進などを目的としたシンポジウム等の開催

②地域住民向けリーフレット等の作成(2017年～)

- ・高齢者虐待防止法の通報・窓口の周知徹底、適切な利用などを推進するためのリーフレット等の作成
- ・民生委員、自治会等の地域組織や保健医療福祉関係機関等との協力連携を図るため、高齢者虐待が発生した場合の地域連携体制の構築のためのマニュアルを作成

③養護者による虐待等(セルフ・ネグレクト含む)につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣(アウトリーチ)(2019年～)

養護者による虐待等につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事例について、市町村・介護支援専門員等と連携の下、必要時専門職を派遣し、介護負担・ストレスの軽減に向けた精神的・医療的な支援や、関係機関・団体へのつなぎ等を実施

介護サービス相談員派遣等事業の概要

○市町村に登録された介護サービス相談員(※)が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組

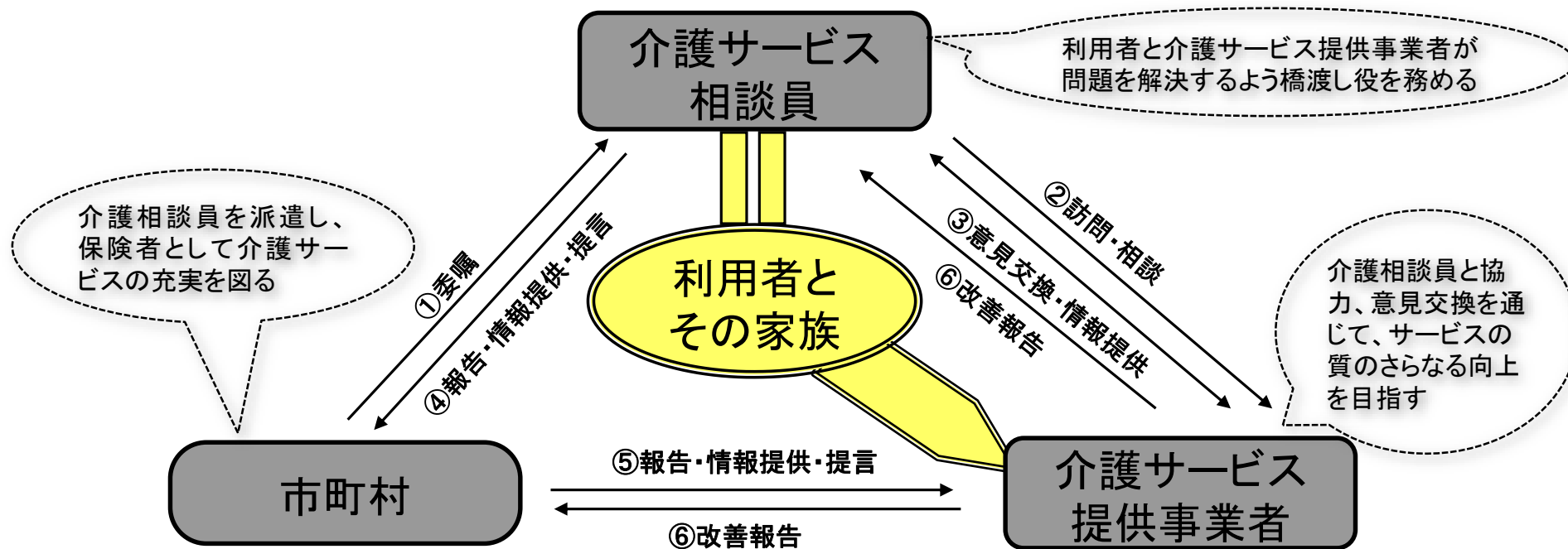
(※)事業の実施に相応しい人格と熱意を有し、一定水準以上の研修を修了した者(市町村が委嘱)

○介護保険制度における位置付け

- ・地域支援事業の任意事業(介護サービスの質の向上に資する事業)として実施(国の負担割合:38.5%)
- ・介護サービス提供事業者は、市町村が実施する本事業に協力するよう努める義務(努力義務)を規定

介護サービス提供事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第34条第2項 ほか】



三者会議(情報共有、意見交換の場)

- ・ **指定居宅サービス等の事業の人員、
設備及び運営に関する基準等の一部を改正する
省令における虐待防止規定の創設について**

運営基準改正における虐待防止規定の創設

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)

趣旨

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

改正の内容

1 基本方針

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。

2 運営規程

運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。

3 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

施行期日等

施行日：令和3年4月1日（施行日から令和6年3月31日までの間、経過措置を設ける）

新旧対照表(指定介護老人福祉施設の例)

新	旧
(基本方針) 第一条の二 (略) 2・3 (略) <u>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 5 (略)	(基本方針) 第一条の二 (略) 2・3 (略) (新設) (新設)
(運営規程) 第二十三条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一～七 (略) <u>八 虐待の防止のための措置に関する事項</u> 九 (略)	(運営規程) 第二十三条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一～七 (略) (新設) 八 (略)
<u>(虐待の防止)</u> <u>第三十五条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。</u> <u>三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u> <u>四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>	(新設)

経過措置による読替規定(指定介護老人福祉施設の例)

読み替え後（令和４年４月１日～令和６年３月31日）	読み替え前（令和６年４月１日～）
（基本方針） 第一条の二 （略） ２・３ （略） ４ 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるように努めなければならない。 ５ （略）	（基本方針） 第一条の二 （略） ２・３ （略） ４ 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 ５ （略）
（運営規程） 第二十三条 指定介護老人福祉施設は、<u>虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に掲げる施設の運営についての重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）</u>に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一～七 （略） 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 （略）	（運営規程） 第二十三条 指定介護老人福祉施設は、<u>次に掲げる施設の運営についての重要事項</u>に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 一～七 （略） 八 虐待の防止のための措置に関する事項 九 （略）
（虐待の防止） 第三十五条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるように努めなければならない。 一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	（虐待の防止） 第三十五条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。 一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。 三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号)(抄) その1

* 指定訪問介護事業者の場合

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

3 運営に関する基準

(19) 運営規程

⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項 (第7号)

(31)の虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容であること(以下、他のサービス種類についても同趣旨。)

(31) 虐待の防止

居宅基準第37条の2は、虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・ 虐待の未然防止

指定訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・ 虐待等の早期発見

指定訪問介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・ 虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号)(抄) その2

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

* 指定訪問介護事業者の場合

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号）

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

○指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日老企第25号)(抄) その3

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html

* 指定訪問介護事業者の場合

② 虐待の防止のための指針(第2号)

指定訪問介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修(第3号)

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者(第4号)

指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

施設は年2回以上

(令和3年3月26日)

【全サービス共通】

問1 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

(答)

- ・ 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべき。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。
- ・ 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。
- ・ 研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

介護施設における虐待防止研修プログラム例

特徴

令和2年度老健事業「介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究事業」より

- ・1科目(全12科目)5分～12分程度の短編動画をダウンロードし、業務の合間など、都合の良い時間に学習することができる。
- ・職員個々の学習状況を確認テストにより管理することが可能。
- ・短編動画を視聴後、グループワークを実施することで、研修内容を掘り下げ、行動変容につなげることを目指している

<https://www.irric.co.jp/reason/research/index.php>

短編動画

	主な科目	主な研修内容
1	虐待とは？	高齢者の権利擁護、虐待の定義・捉え方、虐待の発生要因、背景要因等
2・3	高齢者虐待防止法	法の目的・特徴、早期発見と通報義務、通報後の市町村と都道府県等の対応等
4～9	高齢者虐待の類型	身体的虐待(例;医療職・介護職などによる下剤や睡眠薬の過剰投与、センサー使用による身体拘束)、心理的虐待(例;鈴の取付け、スピーチロック)、放棄・放任、性的虐待、経済的虐待の具体例
10	施設等による虐待防止対策	事業者の責務、運営基準、防止対策の具体等
11	身体拘束	緊急やむを得ない場合の3要件、具体例等
12	ストレスケア	ストレスのしくみ、対処法、怒りのコントロール、自己診断チェックリストなど

グループワーク

- ・短編動画で受講した事例を使い、演習を行う。
- ・事例から気になる言動について話し合い、高齢者と職員の気持ち、背景、対応方法を考え、「個人」「チーム」「組織」で虐待防止を実現する方法を考える。

- ・ 令和4年度
保険者機能強化推進交付金及び介護保険
保険者努力支援交付金に関する評価指標
について

Ⅱ 自立支援、重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容 （８）その他の自立支援・重度化防止等に向けた各種取組への支援事業

【評価目的・内容】 虐待防止体制の整備に係る都道府県の取組のPDCAサイクルを評価

	● 高齢者指 標	配点	留意点	報告様式への記載事項・提出資料（予定）	時 点	交付金区分
①	高齢者虐待防止の体制整備に関し、市町村に対する支援を実施しているか。 ア 高齢者虐待防止の体制整備に関する市町村の取組状況・課題を把握している イ 都道府県の目標を市町村とともに検討する機会・場を設定している ウ 市町村の状況に応じた支援方を策定している エ 支援方策に基づき支援を行っている オ 市町村に対して定期的なフォローアップを実施し、（1回／年程度）支援の効果の評価を行っている	ア～オ各5点 複数選択可 （最大25点）	○ 管内市町村における高齢者虐待防止の体制整備の内容としては、高齢者虐待防止法に基づく調査結果の体制整備の項目（※）の実施を想定している。 ○ 支援の内容は、財政的・人的支援に限定するものではなく、広く捉えて差し支えない。なお、具体的な取組例としては、管内市町村の介護サービス相談員派遣事業実施に対する支援や、高齢者権利擁護等推進事業の活用による専門職の派遣や管内市町村虐待防止連絡会等における好事例等の周知、市町村職員に対する対応力強化のための研修、早期発見等のための関係者・関係機関によるネットワークを活用した情報システムの構築支援などが考えられる。 ○ 都道府県の支援の評価に当たっては、市町村から意見を聴取することとする。	○ アについては、市町村の取組状況・課題の概要を記載。 ○ イについて、検討する機会・場、日時を具体的に記載。 ○ ウについては、支援方策の内容が分かる資料を添付。 ○ エについて、具体的な支援内容、計画を記載。 ○ オについては、具体的な評価結果とフォローアップの内容等を記載。 ※ エ、オについては、市町村へ情報提供した文書、資料がある場合は、記載ではなく提供済み文書、資料の添付も可。	2021年度（予定）実施の状況の評価については、2022年度予定の場合も可	推進

Ⅱ 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

（１）介護支援専門員・介護サービス事業所等

【評価目的・内容】 過程（PDCA サイクル）を評価

- ・高齢者虐待防止にかかる体制整備の検討・取組の実施
- ・取組内容の改善・見直し

	指 標	配点	留意点	報告様式への記載事項・ 提出資料（予定）	時 点	交付金 区分
③	高齢者虐待防止にかかる体制整備を実施しているか。 ア 管内の高齢者虐待の実態に基づいた課題を把握している イ 管内の高齢者虐待の実態に基づいた課題について、他機関とその防止対策を検討する機会・場を設定している ウ 市町村の虐待防止対策についての計画を策定している エ 計画に基づいて実施し、評価を行っている	ア～エ 各5点 複数選択可 (最大20点)	○ イとエについては、介護保険事業計画作委員会や地域ケア推進会議等の場を活用するなど、幅広い関係者から意見を聞いている場合を対象とする。 ○ ウの防止対策としては、介護サービス相談員派遣事業の実施や、早期発見等のための関係者・関係機関によるネットワークを活用した情報システムの構築等、高齢者虐待防止法に基づく調査結果の体制整備の項目（※）の実施を想定している。	○ アについては実態に基づいた課題の概要を記載。 ○ イについて、検討する機会・場、日時を具体的に記載。 ○ ウについては、計画内容が分かる資料を添付。 ○ エについて、具体的な実施内容と評価を記載。	2021 年度 (予定)実施の状況を評価	推進

高齢者虐待防止法に基づく調査結果の体制整備の項目(※)

※高齢者虐待防止体制の整備に係る事業

「令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査」の「市町村における高齢や虐待防止対応のための体制整備等について」に係る17項目。

【体制・施策強化】

- ①対応窓口の周知
- ②関係者の研修
- ③住民への啓発活動
- ④対応マニュアル等の作成
- ⑤養護者（虐待者）に対する相談、指導、助言
- ⑥居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等

【行政機関連携】

- ⑦成年後見制度の首長申立のための体制強化
- ⑧地域における権利擁護・成年後見体制の整備に向けた中核機関の立ち上げ・体制整備
- ⑨警察署担当者との協議
- ⑩居室確保のための関係機関との調整
- ⑪生活困窮者支援、DV 担当者課等の役所・役場内の体制強化
- ⑫保健所、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター等の関係機関との連携強化

【ネットワーク構築】

- ⑬「早期発見・見守りネットワーク」の構築
- ⑭「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築
- ⑮「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築

【法の周知】

- ⑯居宅介護サービス事業者に対する法の周知
- ⑰介護保険施設に法について周知

参考資料・参考文献

- 厚生労働省老健局『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』平成30年3月
- 厚生労働省 平成18年度～令和元年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果
- 厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」『身体拘束ゼロへの手引き』平成13年3月
- (社)日本社会福祉士会編『市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き』平成24年3月
- 認知症介護研究・研修仙台・東京・大府センター「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」平成19年度老人保健健康増進等事業補助金助成事業
- 認知症介護研究・研修仙台・東京・大府センター「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集」,2008
- 認知症介護研究・研修仙台センター「介護現場のための高齢者虐待防止 教育システム」,2009
- 認知症介護研究・研修仙台センター 平成29年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業)「高齢者虐待の要因分析及び対応実務課題の共有・解決に関する調査研究事業」平成30年3月